

家畜衛生だより

令和5年12月発行 No.42
庄内家畜保健衛生所
庄内地区家畜畜産物衛生指導協会
TEL 0235 (68) 2151
FAX 0235 (66) 2466

年末年始に向けた 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策の徹底を！

これから年末年始及び春節を迎え、海外からの観光客の増加、人や物の動きがより活発になることが見込まれます。

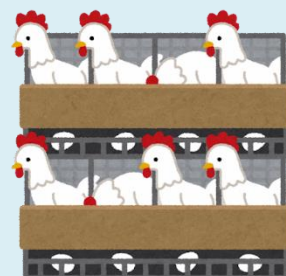
最近では、渡り鳥の我が国への飛来ルート上にある韓国において、令和5年12月以降、家さん農場でのH5N6亜型ウイルスによる高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）発生事例が増加しているなど、引き続き防疫対策の徹底が必要です。

我が国においても、家さんでは本年11月25日の佐賀県での発生以降4県4事例、野鳥では20都道府県75事例のHPAI発生が確認されております（12月22日現在）。

今後も渡り鳥が飛来・滞在するシーズンが続くことから、より一層、農場への家畜伝染病侵入防止対策を徹底しましょう。

病原体侵入防止のため、

- 飼養衛生管理の徹底
- 鶏の健康観察の励行
- 異状を認めた際の早期通報をお願いします！



裏面へ続く↓

！HPAI 発生予防対策のポイント！

12月20日には、家きん小委員会及び高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会より、今後のHPAI発生予防対策に関する提言が取りまとめられました。提言の中で示された発生予防対策のポイントは以下のとおりです。これらを確実に遵守し、HPAI発生防止について最大限の警戒を続けてください！

① **鶏舎全ての出入口で家きん舎に入る前の長靴交換、衛生管理区域専用衣服及び長靴の着用を徹底すること**

※ 外部立入り者についても農場側がしっかりと管理すること

② 少なくとも**1日1回**は消毒槽の消毒液を交換すること。消石灰散布等により衛生管理区域の消毒を行うこと

③ 野生動物の侵入を防止するため、鶏舎の壁や天井の隙間の有無について**定期的かつ継続して点検すること**

※ 特に、**夜間に鶏卵運搬口及び鶏糞排出口を封鎖すること**

⑤ 堆肥場へ**家きんの死体や軟卵・破卵を廃棄・放置しないこと**

⑥ **堆肥場等には防鳥ネットを設置し、カラスや猛禽類等の野生動物が家きんの死体等に接触することのないようにすること**

鶏の異状を発見したら直ちに通報してください！

庄内家畜保健衛生所 0235-68-2151

【高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの特定症状】

① 同一の家きん舎内で、1日の家きんの死亡率が、遡って21日間の平均の死亡率の2倍以上の場合

(※飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化等の事情の場合は除く。)

② 鶏冠・肉垂等のチアノーゼ※、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈する場合

※チアノーゼ：とさかや肉垂などが青紫色である状態

③ 5羽以上の家きんがまとまって死亡あるいはうずくまっている場合。